

## 選手の移籍に関する規定

山口県小連

R2.8.22

山口県小連は、県内の小学生バレーボールの健全な普及発展を図るため、移籍に関して次のように規定します。

基本的な考え方・・・日小連コンプライアンス規程及び加盟団体登録及び個人登録規程に沿って、選手のチーム加入と脱退の自由を認める。

但し、所定の手続きを経ることにより認められる。

①手続き・・・・・・・・・・該当ブロック理事へ届け出ること。

届出を受けたブロック理事は、ブロック内のチームへ周知すること。

J V A個人登録の手続きを済ませること。

※登録団体（チーム代表者）の対応

J V Aメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応し、移籍・退団を妨げる行為はしない。

※都道府県をまたいで移籍する場合

日小連加盟団体登録及び個人登録規程第3条第4項及び第5条第3項に基づき、所定の様式で理事長へ届出・報告を行う。

②公式試合出場条件・・・チームを移籍した場合、同一大会期間中（予選から本大会）においては、違うチームで出場することはできない。

③同一年度内の移籍・・・他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。

④引き抜きに関する取り扱い

コンプライアンス違反が認められた場合は、日小連コンプライアンス規程第5条に基づき、該当者を処分する。

⑤その他の違反行為

上記に反する移籍があった場合、その団体及び指導者には罰則を行う。

団体・・・・・・・・大会結果の無効

指導者・・・・・・・・倫理規定に基づいて対処する。

平成24年6月24日から施行する。

平成25年4月6日 一部改正する。

平成25年5月26日 一部改正する。

平成27年6月6日 一部改正する。

平成28年4月2日 一部改正する。

令和2年8月22日 一部改正する。